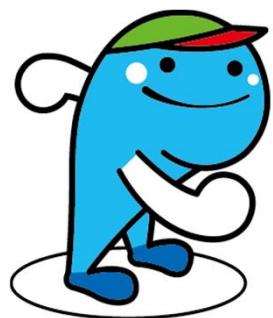


# 令和8年度 集団指導

## 問い合わせ回答集



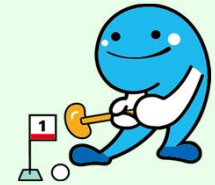
- 福祉指導課 介護指導担当



※本資料は、令和7年度に実施した集団指導において寄せられた質問に対する回答集です。

※本資料内では、一部の法令等の名称について、略称で示しています。別資料「主な関係法令等一覧」をご確認ください。

# 目次



【居宅系】 集団指導資料の訂正	… P 4
【共通】 高知県電子申請サービスについて	… P 7
【共通】 介護サービス情報公表システムについて	… P 15
【居宅療養】 指示期間の取扱いについて	… P 25
【通所介護】 サービス提供中の予防接種について	… P 26
【通所介護】 機能訓練指導員の兼務について	… P 32
【通所介護】 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロについて	… P 35

# 目次

## 【居宅系】 集団指導資料の訂正

【共通】 高知県電子申請サービスについて

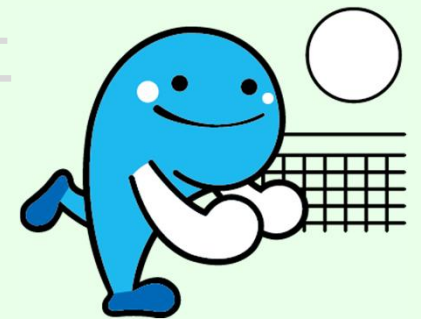
【共通】 介護サービス情報公表システムについて

【居宅療養】 指示期間の取扱いについて

【通所介護】 サービス提供中の予防接種について

【通所介護】 機能訓練指導員の兼務について

【通所介護】 個別機能訓練加算（I）イ又はロについて



## ●【居宅系】 集団指導資料の訂正

### <質問事項>

訪問介護は協力医療機関を掲示しなければならないと書かれていたが、協力医療機関は努力義務ではないのでしょうか。

以下の省令に規定される重要事項の掲示について、「協力医療機関」の掲示は規定されていませんでした。訂正してお詫びします。

- ・省令第37号第32条第1項(掲示)
- ・省令第37号第204条第1項(掲示及び目録の備え付け)
- ・省令第35号第53条の4第1項(掲示)
- ・省令第35号第274条第1項(掲示及び目録の備え付け)



## ○居宅系サービス 資料P34 訂正版

当該指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(省令第37号第32条第1項)

ロ 訪問介護員等の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、訪問介護員等の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。

(老企第25号第三の一の3 (24) ①ロ)

# 目次

【居宅系】 集団指導資料の訂正

【共通】 高知県電子申請サービスについて

【共通】 介護サービス情報公表システムについて

【居宅療養】 指示期間の取扱いについて

【通所介護】 サービス提供中の予防接種について

【通所介護】 機能訓練指導員の兼務について

【通所介護】 個別機能訓練加算（I）イ又はロについて



## ●【共通】高知県電子申請サービスについて

### <質問事項>

届出等、電子申請で行っていますが、届出に必要な様式等を探すことに時間を要することがあり、簡潔に検索できる方法があればありがたいです。

介護保険事業の届出や運営指導の事前提出資料の提出先等、利用頻度の高いURLを次のページにまとめました。

加算算定に伴い提出を要する別紙は、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」備考シートに対応する別紙の番号が記載されています。



- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出様式について  
(体制等に関する届出書、体制状況一覧表、各種様式掲載)

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2015040200158/>

- 高知県電子申請サービス  
(介護保険法等に基づく運営指導 事前提出資料及び改善措置報告書提出先)

[https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList\\_initDisplay](https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_initDisplay)

- 介護保険最新情報  
(厚生労働省各課通知の最新情報掲載ページ)

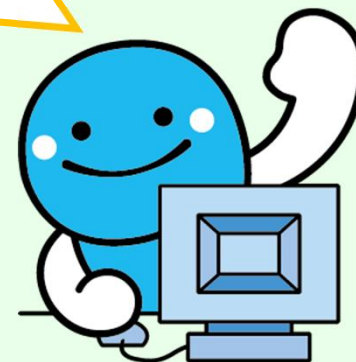
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/index\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html)

## ○高知県電子申請サービス 使い方(概要)

介護保険法等に基づく運営指導の事前提出資料及び改善措置報告については、原則「高知県電子申請サービス」により提出をお願いしています。

提出資料の様式についても電子申請サービスに掲載しておりますので、次のページから、簡単に利用方法を説明します。

なお、事前に利用者登録が必要となりますので、まだお済みでない方は、「新規登録」から利用者登録を行ってください。



# ○高知県電子申請サービス 使い方(概要)



The screenshot shows a web browser window with the URL `apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_initDisplay`. The page features a banner with cherry blossoms and the text: **オンライン申請サービス**  
**いつでもどこでも**  
**オンラインで行政手続き**

Below the banner, there is a section titled **申請手続きを探す** (Find application procedures). It includes the text: **キーワードやカテゴリから申請手続きを探すことができます。** (You can search for application procedures by keyword or category.)

There are two buttons: **オンライン申請手続き** (Online application procedure) and **申請書ダウンロード** (Download application form). A red dashed box highlights the "オンライン申請手続き" button, and a callout box points to it with the text: **「オンライン申請手続き」をクリック** (Click "Online application procedure").

At the bottom right, there is a blue circular button with an upward arrow and the text **ページ上部へ** (Back to top of page).

# ○高知県電子申請サービス 使い方(概要)

The screenshot shows the website interface for the Kochi Prefecture Electronic Application Service. At the top, there is a navigation bar with a '申請書ダウンロード' (Download Application Form) button. Below this, a main heading reads 'オンラインで申請手続き・申請状況を確認する' (Check application procedures and status online). Three main service boxes are displayed: '申請状況の確認' (Check application status), '新規登録' (New registration), and '申請団体選択' (Select application organization). The '新規登録' box is highlighted with a red dashed border. A callout box points to the '新規登録' box with the text: '利用者登録がまだの方は「新規登録」から、利用者登録を行ってください。' (If you have not yet registered as a user, please go to 'New Registration' to register as a user.)

【高知県電子申請サービス】トップ: x +

apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList\_initDisplay

Roundcube | 介護保険等 | 国税庁 | 他自治体 | 電力関係 | 高知県インフラトップ... | R6\_syougai\_sitei\_kiz... | Roundcube Webmai... | 介護保険最新情報... | ホーム | Udemu Busin... | 介護サービス関係Q &... | 令和7年度介護保...

申請書ダウンロード >

利用者登録がまだの方は「新規登録」から、利用者登録を行ってください。

オンラインで申請手続き・申請状況を確認する

**申請状況の確認**  
申請状況の確認や、過去の申請情報を確認できます。 >

**新規登録**  
ご登録いただくことで、申請状況の確認や申請情報の入力を省けます。 >

**申請団体選択**  
県、市区町村を選択し各申請団体のページへ移動します。 >

ページ上部へ

# ○高知県電子申請サービス 使い方(概要)

【高知県】 電子申請サービス

手続き検索 申請状況確認 職責署名検証 ヘルプ よくある質問 ログイン

## オンライン申請手続き

ホーム > オンライン申請手続き

キーワードで探す 2026年03月17日 10時13分 現在

介護保険法 | 手続き一覧 受付開始日時 降順 20件ずつ表示

類語検索を行う

キーワードに「介護保険法」を入力して検索

法人向けの手続き

キーワード検索

分類で探す

申請項目	受付開始	受付終了
◎集落活動センターひらやま「高知の味の味覚といえばコレ！イタドリ」の皮剥ぎ作業支援	2026年03月17日 09時00分	2026年04月06日 17時00分
令和7年度中央西福祉保健所管内における障害児者支援のための地域支援者座談会アンケート	2026年03月17日 00時00分	2026年03月25日 00時00分
3/17空き家活用専門家グループ研修会アンケート	2026年03月16日 18時00分	随時
とさ禁煙サポート活動のご意向の確認（令和8年4月1日時点）	2026年03月16日 10時51分	2026年04月04日 00時00分

# ○高知県電子申請サービス 使い方(概要)

【高知県電子申請サービス】手続き | +

apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList\_searchOfferList

ホーム > オンライン申請手続き

2026年03月17日 10時13分 現在

キーワードで探す

介護保険法

類義語検索を行う

カテゴリで探す

手続き種別を選択

すべての手続き

個人向けの手続き

法人向けの手続き

キーワード検索

分類で探す

防災・安全・まちづくり +

くらし・環境 +

健康・福祉 +

運営指導の対象となるサービスの種類  
(居宅サービス又は施設サービス)によって、入口が違うので注意してください。

【居宅サービス】介護保険法等に基づく指導又は監査等に係る報告

受付開始：2025年05月08日 14時30分  
受付終了：2099年01月01日 14時30分

【施設サービス】介護保険法等に基づく指導又は監査等に係る報告

受付開始：2024年09月24日 13時45分  
受付終了： 随時

老人福祉法・社会福祉法に基づく申請・届出等

受付開始：2024年06月20日 09時00分  
受付終了： 随時

福祉用具専門相談員指定講習会指定申請諸手続き等

受付開始：2022年12月22日 00時00分  
受付終了： 随時

1

ページ上部へ

# 目次

【居宅系】 集団指導資料の訂正

【共通】 高知県電子申請サービスについて

**【共通】 介護サービス情報公表システムについて**

【居宅療養】 指示期間の取扱いについて

【通所介護】 サービス提供中の予防接種について

【通所介護】 機能訓練指導員の兼務について

【通所介護】 個別機能訓練加算（I）イ又はロについて



# ●【共通】介護サービス情報公表システムについて

## <質問事項>

- (1) 介護サービス情報公表システムは、どのようなシステムですか。
- (2) 全ての事業者が情報を掲載しないといけませんか。
- (3) 掲載する重要事項等について、簡単に説明して欲しい。
- (4) 貸借対照表と損益計算書を掲載する必要性について説明して欲しい。

介護サービス情報公表システムについて、  
次のページからまとめて説明していますので、ご確認ください。



# (1) 介護サービス情報公表システムとは

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

The screenshot shows the homepage of the Kaigokensaku website. At the top, there is a logo for the Ministry of Health, Labour and Welfare and the title '介護事業所・生活関連情報検索' (Nursing Service and Life-Related Information Search). Below the title, there is a search bar and a '文字サイズの変更' (Change font size) button. The main content area features a 'お知らせ' (Notice) section with a date of '令和8年2月9日掲載' and a message about system maintenance. Below the notice, there is a '最初に読むください' (Please read first) section with several links: '公表されている介護サービスについて', '公表されている生活関連情報について', 'サービス付き高齢者向け住宅について', '介護保険の解説', '関連情報', and 'アンケート'. A large map of Japan is displayed, with a speech bubble from a character saying 'ご覧になりたい都道府県をクリックしてください。' (Click on the prefecture you want to view). The map shows various prefectures highlighted in different colors. At the bottom of the map, there is a counter: '延べ: 33,283,563 本日: 4,164 昨日: 15,880'. A 'このページの先頭へ' (Back to top of this page) button is located at the bottom right of the map area. At the very bottom of the page, there is a footer with contact information: '厚生労働省 〒100-8916 東京都千代田区森が間1-2-2 Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.'

国(厚生労働省)が運営している、介護サービス事業所の情報をまとめて公開しているウェブサイト。

簡単に言えば、「全国の介護サービス事業所の情報を検索できる公式データベース」。

掲載している情報は大きく2種類

①法律で決まっている基本情報(事業者名、連絡先等)

②事業所が行っている取組や自己評価に関する情報

※同じ形式で公開されているので利用者が比較しやすくなっています。



## (2) 介護サービス情報公表システムへの情報の掲載について

なお、介護サービス情報公表システムにデータを掲載することが必須となっているのは、既存事業所（当該年度に新規に開設した事業所以外）において、前年度の介護報酬実績が100万円を超える事業所のみとなっていますので、多くの場合、居宅療養管理指導に係る事業については公表は任意となります。



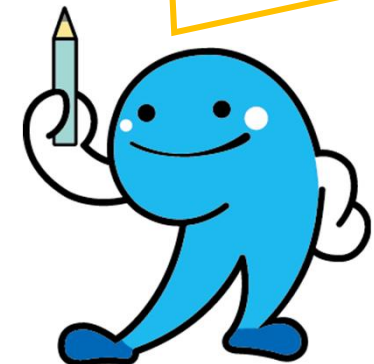
### (3) 介護サービス情報公表システムに掲載する重要事項等 について

介護サービス情報公表システムにおける重要事項は、サービスの利用者に交付する重要事項説明書に記載する内容と同様のものを記載することとなっており、利用者が事業所の信頼性を判断するための基礎情報となります。

記載する内容は、

- ①事業所名
- ②事業所番号
- ③所在地
- ④電話番号・FAX
- ⑤管理者名
- ⑥従事者（歯科医師・歯科衛生士）の人数・勤務形態  
例：歯科医師〇名、歯科衛生士〇名（常勤/非常勤）  
などになります。

質問のあった居宅療養管理指導  
の場合を記載するよ



## ○介護サービス情報公表システムへの重要事項の掲示について

指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイト\*に掲載しなければならない。

(省令第37号第32条第3項)

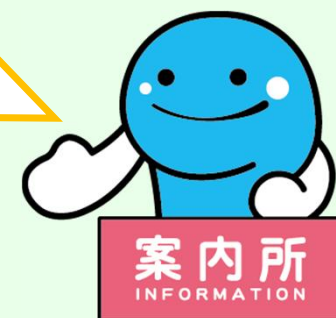
\*ウェブサイトとは

法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムをいう。

(老企第25号第三の一の3 (24) ①)

重要事項説明書の掲載方法につきましては、下記URLに掲載方法の説明がありますのでご確認ください。

[https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/kaigo-kouhyou/file\\_contents/file\\_2025321592540\\_1.pdf](https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/kaigo-kouhyou/file_contents/file_2025321592540_1.pdf)



## (4) 介護サービス情報公表システムへの 賃借対照表・損益計算書の公表の必要性について

介護保険法第115条の35、介護保険法施行規則第140条の45の規定及び令和6年10月18日に厚生労働省が発出した通知（「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」一部改正について（通知））に基づき、事業所等の財務状況が分かる書類（財務諸表又は計算書類等）を報告しなければならないとされています。

（例外：既存事業所（当該年度に新規に開設した事業所以外）において、前年度の介護報酬実績が100万円以下の事業所は対象外となります。）



## (4) 介護サービス情報公表システムへの 賃借対照表・損益計算書の公表の必要性について

各都道府県介護保険主管部（局）  
各指定都市介護保険主管部（局）  
— 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

御中

介護保険最新情報

今回の内容

「介護サービス情報の公表」制度の施行について」一部改正  
について（通知）

計40枚（本紙を除く）

Vol.1322

令和6年10月18日

厚生労働省老健局  
認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いたします。 】

連絡先  
TEL : 03-5253-1111(内線 3996)  
FAX : 03-3503-7894

「「介護サービス情報の公表」制度の施行  
について(通知)」は、介護保険最新情報  
vol.1322(令和6年10月18日 厚生労働  
省老健局発行)

下記URLから確認できます。

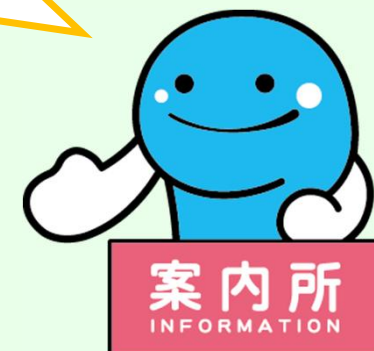
[https://www.mhlw.go.jp/content/001  
318446.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/001318446.pdf)



## (4) 介護サービス情報公表システムへの 賃借対照表・損益計算書の公表の必要性について

「財務諸表」報告方法については、  
下記URLに説明がありますのでご確認ください。

[https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/kaigo-kouhyou/file\\_contents/file\\_2025745101939\\_1.pdf](https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/kaigo-kouhyou/file_contents/file_2025745101939_1.pdf)



# 目次

【居宅系】 集団指導資料の訂正

【共通】 高知県電子申請サービスについて

【共通】 介護サービス情報公表システムについて

**【居宅療養】 指示期間の取扱いについて**

【通所介護】 サービス提供中の予防接種について

【通所介護】 機能訓練指導員の兼務について

【通所介護】 個別機能訓練加算（I）イ又はロについて



## ●【居宅療養】指示期間の取扱いについて

### <質問事項>

「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 5) (令和3年4月9日)」において、指示期間については、1か月以内（薬剤師への指示の場合は処方日数（当該処方のうち最も長いもの）又は1か月のうち長い方の期間以内）の指示を行う場合は記載不要であり、緊急等やむを得ない場合は後日指示期間を文書等により示すこととされているかと思います。

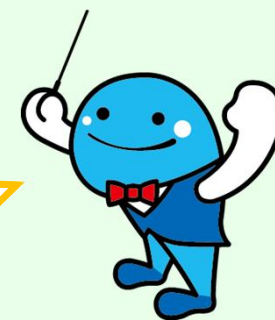
下記のケースにおいて、条件を満たさなくなる場合が発生するのではないか、その場合の対応が気になっています。

- (1) 週1回の居宅療養管理指導を実施している方において、
  - (2) 残薬が生じて、予め医師に報告。処方日数が変更された状態で処方箋が交付された場合、
  - (3) かつ、処方日から次回往診日(処方日)まで、1カ月以上の期間が空く場合です。
- 条件を満たさないことが分かった時点で、疑義照会等の対応が必要になるでしょうか。

居宅療養管理指導における医師又は歯科医師の指示期間については、質問事項下線部のとおり取扱いが示されています。

お示しいただいた事例では、(2)の時点で医師から処方日数の変更指示が行われ、処方せんが再発行された場合、処方日数>1か月となり、処方日数の期間中は指示期間の記載は不要であると考えられます。

個別の事例で判断が必要な場合は、別途お問い合わせください。



# 目次

【居宅系】 集団指導資料の訂正

【共通】 高知県電子申請サービスについて

【共通】 介護サービス情報公表システムについて

【居宅療養】 指示期間の取扱いについて

**【通所介護】 サービス提供中の予防接種について**

【通所介護】 機能訓練指導員の兼務について

【通所介護】 個別機能訓練加算（I）イ又はロについて



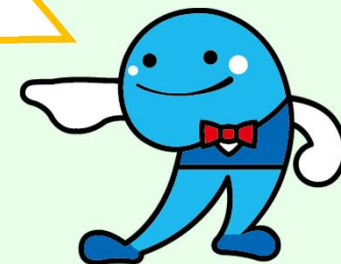
## ●【通所介護】サービス提供中の予防接種について

### <質問事項>

通所介護の提供中に、感染症の予防を目的とした予防接種を実施したいと考えています。介護報酬請求上の取扱いなど、注意事項があれば教えてください。

通所介護提供中の医療機関受診（予防接種含む）は、緊急やむを得ない場合を除き認められていません。

また、事業所において介護保険サービス提供中に保険外サービスを実施する場合は、「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて」を踏まえた取扱いが必要です。



Q 通所サービスと併設医療機関等の受診について。

A 通所サービスのサービス提供時間帯における併設医療機関の受診は緊急やむを得ない場合を除いて認められない。

また、サービス開始前又は終了後の受診は可能であるが、一律に機械的に通所サービスの前後に組み入れることは適切でなく、当日の利用者の心身の状況、サービスの見直しなどの必要性に応じて行われるべきものである。

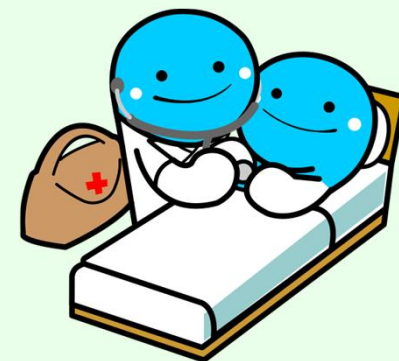
(平成15年5月30日介護保険最新情報vol. 151 介護報酬に係るQ&A)



Q 緊急やむを得ない場合における併設医療機関(他の医療機関を含む)の受診による通所サービスの利用の中止について

A 併設医療機関等における保険請求が優先され、通所サービスについては変更後の所要時間に応じた所定単位数を算定しなければならない。

(平成15年5月30日介護保険最新情報vol. 151 介護報酬に係るQ&A)



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

Google: カスタム検索

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護サービス関係Q & A

## 福祉・介護 介護サービス関係Q & A

「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ & A

「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ & A

- Q & Aは、各種法令や告示、通知において規定されている事項について、個別具体的な運用方法を規定したものととなりますので、各種法令等と併せてご活用下さい。
- 「サービス種別」や「基準種別」毎の分類については、主に該当する事項について便宜的に区分をしています。したがって、「人員基準」にも「報酬関係」にも該当する場合は、どちらか一方に分類しておりますので、ご注意下さい。
- Q & Aには、様式や解説図表について省略しているものがありますので、ご注意下さい。

Q & A集

- X 介護サービス関係Q & A集 [XLS形式: 5.595KB] [5.7MB]
- PDF 介護サービス関係 Q&A集 [PDF形式: 6.637KB] [5.7MB]

Q & A集 掲載文書一覧

- X Excel [XLS形式: 108KB] [109KB]
- PDF [PDF形式: 171KB] [84KB]

※介護保険最新情報 vol.1167 『「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関するQ & A (vol.2) の送付について』まで掲載。

※Q & Aのサービス種別・基準種別分類方法については、下記一覧を参照して下さい。

厚生労働省HPにおいて、「介護サービス関係Q&A」が公開されています。

当資料P17、P18で示したQ&Aなど、現在適用されている通知を確認することができます。

下記URLから確認できます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/qa/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html)



各都道府県介護保険担当課（室） 御 中  
← 厚生労働省 老健局 総務課認知症施策推進室、  
高齢者支援課、振興課、老人保健課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて

計14枚（本紙を除く）

Vol.678

平成30年9月28日

厚生労働省老健局  
総務課認知症施策推進室、  
高齢者支援課、振興課、老人保健課

【貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3979)  
FAX：03-3503-7894

「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて」は、介護保険最新情報vol.678（平成30年9月28日 厚生労働省老健局発行）においてその取り扱いが示されています。

下記URLから確認できます。

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2018/0928174308379/ksvol678.pdf>



# 目次

- 【居宅系】 集団指導資料の訂正
- 【共通】 高知県電子申請サービスについて
- 【共通】 介護サービス情報公表システムについて
- 【居宅療養】 指示期間の取扱いについて
- 【通所介護】 サービス提供中の予防接種について
- 【通所介護】 機能訓練指導員の兼務等について**
- 【通所介護】 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロについて



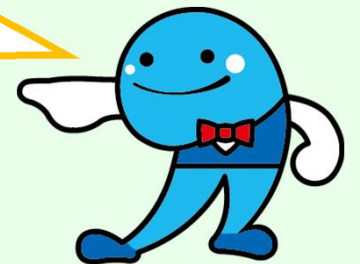
## ●【通所介護】機能訓練指導員の兼務について

### <質問事項>

個別機能訓練加算を算定する場合、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」の配置が求められます。

この機能訓練指導員は、管理者と兼務することが認められますか。

個別機能訓練加算の算定時、管理者と機能訓練指導員の兼務は認められないことが令和3年度報酬改定時に発出されています。



問58 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要があるが、指定通所介護（指定地域密着型通所介護）事業所に配置が義務づけられている管理者がこれを兼ねることは可能か。

（答）

・管理者の配置基準は、指定通所介護等事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと（ただし、指定通所介護等事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護等事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。）とされている。

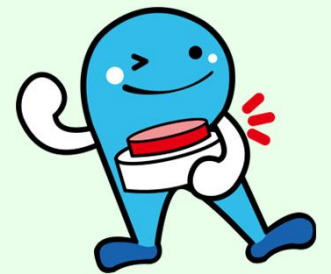
・一方で、個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロにおける人員配置基準は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置することを求めるものであることから、指定通所介護等事業所に配置が義務づけられている管理者が、管理者としての職務に加えて、機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼ねることにより、同基準を満たすことはできないものである。

（令和3年3月26日介護保険最新情報vol.952

「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.3）（令和3年3月26日）」の送付について

# 目次

- 【居宅系】 集団指導資料の訂正
- 【共通】 高知県電子申請サービスについて
- 【共通】 介護サービス情報公表システムについて
- 【居宅療養】 指示期間の取扱いについて
- 【通所介護】 サービス提供中の予防接種について
- 【通所介護】 機能訓練指導員の兼務等について
- 【通所介護】 個別機能訓練加算（I）イ又はロについて**



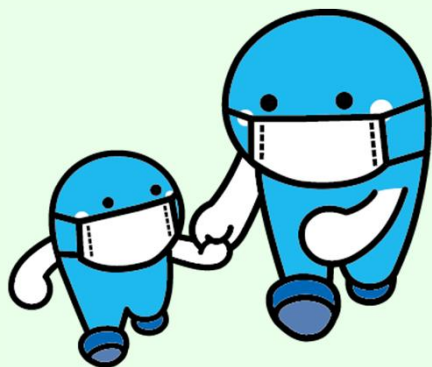
## ○個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロについて

### <質問事項>

曜日によって確保できる理学療法士等の人員が異なるため、要件を満たす加算が異なります。

この場合、次の点についてどのように対応したらよいか教えてください。

- （１）加算の届出（介護給付費算定に係る体制等状況一覧表）の書き方
- （２）実際の請求の方法



### (1) 加算の届け出

曜日によって個別機能訓練加算(I)イとロのいずれを算定するかが異なる事業所にあつては、「加算Iロ」と記載させることとする。

### (2) 請求の方法

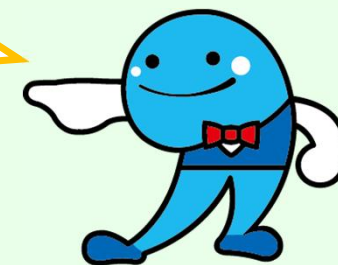
「加算Iロ」と記載した場合であっても、個別機能訓練加算(I)イの算定に必要な人員配置要件のみを満たしている曜日においては、個別機能訓練加算(I)イを算定することは可能である。

(令和3年3月26日介護保険最新情報vol.952

「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 3) (令和3年3月26日)」の送付について

問61より)

(1)は、保険者への届出時に使用する「別紙1-1」に記載することとなります。  
次ページで通所介護の該当箇所を示します。





このほか、介護保険事業に関する問い合わせは、高知県長寿社会課（介護事業者担当）又は高知県福祉指導課（介護指導担当）で対応しています。

ご不明な点があれば、お気軽にご相談ください。

また、集団指導のアンケートでいただいた質問については、アンケートの集約後、福祉指導課ホームページにおいて回答を掲載する予定です。

